

農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>	<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>
<p>（通則）</p> <p>第 1 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）の交付については、<u>農地集積・集約化対策事業実施要綱</u>（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）<u>、農地売買等支援事業実施要綱</u>（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）<u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律</u>（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）<u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令</u>（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）<u>、農林畜水産業関係補助金等交付規則</u>（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）<u>、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件</u>（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び<u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件</u>（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表 1 から 3 までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 遊休農地解消緊急対策事業</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（流用の禁止）</p> <p>第 3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 別表 2 の区分の欄の<u>3</u>の経費の欄に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の経費と(5)の経費の相互間における流用</p> <p>(6) 別表 2 の区分の欄の<u>4</u>の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における流用</p> <p>(7) [略]</p> <p>（申請手続）</p> <p>第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道、別表 2 の区分</p>	<p>（通則）</p> <p>第 1 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）の交付については、<u>農地集積・集約化対策事業実施要綱</u>（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）<u>、農地売買等支援事業実施要綱</u>（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）<u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律</u>（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）<u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令</u>（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）<u>、農林畜水産業関係補助金等交付規則</u>（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）<u>、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件</u>（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び<u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件</u>（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表 1 から 3 までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(2)・(3)</u> [略]</p> <p><u>(4) 農地情報一元的管理加速化事業</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（流用の禁止）</p> <p>第 3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 別表 2 の区分の欄の<u>2</u>の経費の欄に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の経費と(5)の経費の相互間における流用</p> <p>(6) 別表 2 の区分の欄の<u>3</u>の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における流用</p> <p>(7) [略]</p> <p>（申請手続）</p> <p>第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道、別表 2 の区分</p>

の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業、別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣並びに沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 〔略〕

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等(ただし、北海道、別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業、別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては農林水産省経営局長。)が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 〔略〕

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に対する前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1か月とする。

第7 〔略〕

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業、別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者(以下「民間団体」という。)は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ大臣に届け出なければならない。

2・3 〔略〕

第9～第10

(概算払等の請求)

第11 〔略〕

2 〔略〕

3 前項に係る概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

4 〔略〕

第12 〔略〕

(状況報告)

第13 補助事業者は、機構集積支援事業のうち農地情報公開システム管理事業においては、補助金の交付決定に係る年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在、その他の事業においては、補助金の交付決定に係る年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号-2による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2・3 〔略〕

の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の3、4の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣並びに沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 〔略〕

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 〔略〕

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に対する前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1箇月とする。

第7 〔略〕

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業、別表2の区分の欄の3、4の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者(以下「民間団体」という。)は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ大臣に届け出なければならない。

2・3 〔略〕

第9～第10

(概算払等の請求)

第11 〔略〕

2 〔略〕

3 前2項に係る概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

4 〔略〕

第12 〔略〕

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号-2による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2・3 〔略〕

(実績報告)

第14 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号-1の基金造成完了報告書のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したとき(第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、基金造成完了報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号-2のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3~5 [略]

第15~第17 [略]

(財産の処分の制限)

第18 [略]

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。

3~5 [略]

(補助金の経理)

第19 [略]

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(第2の(3)の事業に関連するものは10年間)整備保管しなければならない。

3・4 [略]

第20 [略]

(電子情報処理組織による申請等)

第21 補助事業者は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第9第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による概算払請求、第12の規定による事業遅延の届出、第13の規定による状況報告、第14第1項及び第2項の規定による実績報告並びに第14第5項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「共通申請システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指

(実績報告)

第14 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号-1の基金造成完了報告書のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したとき(第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、基金造成完了報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号-2のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3~5 [略]

第15~第17 [略]

(財産の処分の制限)

第18 [略]

[新設]

2~4 [略]

(補助金の経理)

第19 [略]

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(第2の(2)の事業に関連するものは10年間)整備保管しなければならない。

3・4 [略]

第20 [略]

[新設]

示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第2項の規定により共通申請システムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請システムのサービス提供者が別に定める共通申請システムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第20まで(地方公共団体以外の間接補助事業者は第20を除く。)の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) [略]
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) [略]
- 2～7 [略]

第23～第26 [略]

(他用途使用の禁止)

第27 基金は、実施要綱第3の1の(1)及び(2)並びに3の(1)から(4)までに規定する事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第28 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第17から第19まで及び第27の規定に準ずる条件を付さなければならない。

第29 [略]

別表1(第2、第3、第10、第11、第13、第14、第23、第24、第25、第26及び第28関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	[略]	[略]	[略]		事業の新設又は廃止
2 機構集積	補助事業者が実施要綱第3	[略]	[略]		事業の

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第21 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第20まで(地方公共団体以外の間接補助事業者は第20を除く。)の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) [略]
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) [略]
- 2～7 [略]

第22～第25 [略]

(他用途使用の禁止)

第26 基金は、実施要綱第3の1の(1)から(3)まで及び2の(1)から(4)までに規定する事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第27 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第17から第19まで及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

第28 [略]

別表1(第2、第3、第10、第11、第13、第14、第22、第23、第24、第25及び第27関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	[略]	[略]	[略]		事業の新設、又は廃止
2 機構集積	補助事業者が実施要綱第3	[略]	[略]		事業の

協力金交付事業	<u>の3</u> に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費(1)～(4)〔略〕				新設又は廃止	協力金交付事業	<u>の2</u> に規定する次の事業に必要な資金の造成に要する経費(1)～(4)〔略〕				新設、又は廃止
---------	--	--	--	--	--------	---------	--	--	--	--	---------

別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)借受農地管理等事業 ア 遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り入れた新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援 イ 新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援 ウ 農用地等の賃料・保全管理支援 エ 研修用の農業用ハウス設置支援 〔削る〕 <u>(2)・(3)</u> 〔略〕	〔削る〕 <u>定額</u> <u>9.5/10以内</u> <u>7/10以内</u> <u>定額</u> 〔削る〕 〔略〕	〔略〕 〔削る〕 〔略〕	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	〔略〕 事業の新設又は廃止 <u>事業費の30%を超える増減</u> 〔削る〕 <u>事業実施主体の変更、事業の新設又は廃止、事業費の30%を超える増減</u>
<u>2 遊休農地解消緊急対策事業</u>	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する事業に要する経費	<u>定額</u>	都道府県		<u>事業実施主体の変更、事業の新設又は廃止、事業費の30%を超える増減</u>

別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)借受農地管理等事業 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 <u>(2)農地集積奨励金交付事業</u> <u>(3)・(4)</u> 〔略〕	<u>7/10</u> 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 <u>定額</u> 〔略〕	〔略〕 〔削る〕 〔略〕	経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	〔略〕 事業の新設、又は廃止 〔新設〕 <u>事業費の30%を超える増減</u> 〔削る〕 <u>事業費の30%を超える増減</u> 〔削る〕 〔略〕
	〔新設〕	〔新設〕	都道府県		<u>事業費の30%を超える増減</u>
	〔新設〕	〔新設〕	都道府県		〔新設〕

<p><u>3</u> 機構集積 協力金交付 事業</p>	<p>補助事業者が実施要綱<u>第3の3</u>に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 〔削る〕 〔削る〕 (2)～(5)〔略〕</p>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p><u>を超える増減</u></p> <p>〔略〕 事業の新設又は廃止 〔略〕</p>	<p><u>2</u> 機構集積 協力金交付 事業</p>	<p>補助事業者が実施要綱<u>第3の2</u>に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 <u>ア 集積タイプ</u> <u>イ 集約化タイプ</u> (2)～(5)〔略〕</p>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>〔略〕 事業の新設、又は廃止 〔略〕</p>
<p><u>4</u> 機構集積 支援事業</p>	<p>補助事業者が実施要綱<u>第3の4</u>に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)〔略〕 (2)農地情報公開システム管理事業 ア 農地情報公開システムの管理・運営 イ 農地情報公開システムの保守・運用 <u>ウ 全国データベースの構築</u> <u>エ 農地情報公開システムを活用した照合の支援</u> 〔削る〕</p>	〔略〕	<p>〔略〕 <u>農林水産省経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体</u></p>	<p>〔略〕 経費の欄に掲げるアからエまでの事業の相互間における経費の増減</p>	<p>〔略〕 事業の新設又は廃止 〔削る〕</p>	<p><u>3</u> 機構集積 支援事業</p>	<p>補助事業者が実施要綱<u>第3の3</u>に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)〔略〕 (2)農地情報公開システム管理事業 ア 農地情報公開システムの管理 イ 農地情報公開システムの保守・運用 〔新設〕 <u>ウ 農地情報公開システムを活用した照合の支援</u> <u>エ 農地情報公開システムにおけるRPA（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化のこと。）の開発整備・保守・運用</u></p>	〔略〕	<p>〔略〕 <u>全国農業委員会ネットワーク機構</u></p>	<p>〔略〕 経費の欄に掲げるアからエの事業の相互間における経費の増減</p>	<p>〔略〕 事業の新設、又は廃止 〔略〕 <u>事業実施主体の変更、事業の新設又は廃止、事業費の30%を超える</u></p>
〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	<p><u>4</u> 農地情報 一元的管理 加速化事業</p>	<p>補助事業者が実施要綱<u>第3の4</u>に規定する事業に要する経費</p>	定 額	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>		<p>事業実施主体の変更、事業の新設又は廃止、事業費の30%を超える</p>

5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	る増減	[略]
---	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表3（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
農地中間管理機構事業	補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費 (1)・(2) [略] (3) 支援法人費 公益社団法人全国農地保有合理化協会が農地集積・集約化のため行う事業に要する次に掲げる経費 ア [略] イ 借入資金利子助成費 農地中間管理機構等が売買支援実施要綱第4の1及び3の事業を実施するための資金の調達に要する経費	[略] [略]	[略] [略]		[略] 事業の新設又は廃止

別表3（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
農地中間管理機構事業	補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費 (1)・(2) [略] (3) 支援法人費 公益社団法人全国農地保有合理化協会が農地集積・集約化のため行う事業に要する次に掲げる経費 ア [略] イ 借入資金利子助成費 農地中間管理機構等が売買支援実施要綱第4の1の事業を実施するための資金の調達に要する経費	[略] [略]	[略] [略]		[略] 事業の新設又は廃止

[略]

[略]

別記様式第1号（第4関係）（その1）
（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）
令和 年度 農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

[中略]

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

[後略]

別記様式第1号（第4関係）（その1）
（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）
令和 年度 農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

[中略]

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

[後略]

別記様式第1号（第4関係）（その2）
（別表2の区分の欄の 1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに別表2の区分の欄の2及び3の事業を実施する場合）
令和 年度 農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

別記様式第1号（第4関係）（その2）
（別表2の区分の欄の 1から4までに掲げる事業を実施する場合）
令和 年度 農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

[中略]

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

[中略]

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

[中略]

2 事業の内容及び計画（又は実績）

・別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに別表2の区分の欄の3の(1)から(4)までの事業を実施する場合

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

(注) 実施要綱第7の1により都道府県知事が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第7の2により都道府県知事が作成する事業完了報告書）を添付すること。

・別表2の区分の欄の2に掲げる事業を実施する場合

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

(注) 実施要綱第9の1の(2)により都道府県知事が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第9の2の(2)により都道府県知事が作成する事業完了報告書）を添付すること。

・別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(5)の事業を実施する場合

別添の都道府県農地整備・集約協力金交付事業実施計画（又は別添の都道府県農地整備・集約協力金交付事業完了報告書）のとおり。

(注) 実施要綱第11の1の(2)により都道府県知事が作成する都道府県農地整備・集約協力金交付事業実施計画（又は実施要綱第11の2の(2)により都道府県知事が作成する都道府県農地整備・集約協力金交付事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに区分の欄の2の事業を実施する場合

[中略]

[削る]

[中略]

地方農政局長 殿

〔 北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

[中略]

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

[中略]

2 事業の内容及び計画（又は実績）

[新設]

3 経費の配分及び負担区分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合

[中略]

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)から(4)までの事業を実施する場合
〔中略〕

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(5)の事業を実施する場合
〔中略〕

〔削る〕

〔中略〕

(注) 〔削る〕

1～3 〔略〕

別記様式第1号(第4関係)(その3)

〔別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する場合〕

	<u>(A+B)</u>	<u>(A)</u>	<u>(B)</u>	
	円	円	円	
合 計				

(注) 1 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)から(4)までの事業を実施する場合
〔中略〕

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(5)の事業を実施する場合
〔中略〕

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)、区分の欄の4の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) <u>(A+B)</u>	負担区分		備 考
		国庫補助金	全国農業委員会 ネットワーク機構	
		<u>(A)</u>	<u>(B)</u>	
	円	円	円	
合 計				

(注) 1 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

〔中略〕

(注) 1 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第9の1及び第11の1に定める事業計画等に準ずる。

2～4 〔略〕

〔新設〕

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（企業参入促進事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

〇 〇 〇 〇 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第8の1の（1）により公募により選定された団体が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第8の2により同団体が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費） (A+B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
農地中間管理機構事業 企業参入促進事業				
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農地中間管理機構事業 企業参入促進事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等

(2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その4）

（別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（全国的な農地利用調整活動等への支援事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
全国農業委員会ネットワーク機構

[新設]

一般社団法人全国農業会議所
会長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第10の1の（7）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の2の（4）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費） (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	全国農業委員会 ネットワーク機構 (B)	
機構集積支援事業 全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
また、実施要綱第16の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積支援事業 全国的な農地利用 調整活動等への支 援事業 ア 情報収集・分 析事業 イ 情報提供・指 導事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等

(2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、全国農業委員会ネットワーク機構のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その5）

(別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合)

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農地情報公開システム管理事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

〔新設〕

〇 〇 〇 〇 殿

住 _____ 所
団 _____ 体 _____ 名
代表者の役職及び氏名

令和 _____ 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 _____ 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第10の1の（10）により公募により選定された団体が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の2の（5）により同団体が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費） _(A+B)_	負担区分		備 考
		国庫補助金 _(A)_	その他 _(B)_	
機構集積支援事業 農地情報公開システム管理事業 ア 農地情報公開システムの管理・運営 イ 農地情報公開システムの保守・運用 ウ 全国データベースの構築 エ 農地情報公開システムを活用した照会の支援	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積支援事業 農地情報公開シス テム管理事業 ア 農地情報公開 システムの管理 ・運営 イ 農地情報公開 システムの保守 ・運用 ウ 全国データベ ースの構築 エ 農地情報公開 システムを活用 した照合の支援	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等

(2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分に

については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その6）
 （別表2の区分の欄の5に掲げる事業を実施する場合）
 令和 年度 農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業）交付申請書

[中略]

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

[後略]

別記様式第1号（第4関係）（その3）
 （別表2の区分の欄の5に掲げる事業を実施する場合）
 令和 年度 農地集積・集約化対策事業費補助金（農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業）交付申請書

[中略]

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

[後略]

別記様式第1号（第4関係）（その7）
 （別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業を実施する場合）
 令和 年度 農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

[中略]

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

[中略]

1 [略]

2 事業の内容及び計画（又は実績）
 (1) [略]

(2) 機構業務
 ア [略]

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）
 [表略]

(注) 1 売買の欄は売買支援実施要綱第4の1の(1)の事業を、貸借の欄の担い手支援（貸借）は同要綱第4の1の(5)の事業を、一般タイプは同要綱第4の2の事業をいう。
 2～7 [略]

別記様式第1号（第4関係）（その4）
 （別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費に係る事業を実施する場合）
 令和 年度 農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

[中略]

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

[中略]

1 [略]

2 事業の内容
 (1) [略]

(2) 機構業務
 ア [略]

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）
 [表略]

(注) 1 売買の欄は売買支援実施要綱第4の1の(1)の事業を、貸借の欄の担い手支援（貸借）は同要綱第4の1の(1)の事業を、一般タイプは同要綱第4の2の事業をいう。
 2～7 [略]

ウ 所有者不明農地借入事業計画（又は実績）

[新設]

区 分	農地		補償金等総額
	件 数 (件)	面 積 (10a)	金 額 (円)

<table border="1"> <tr> <td>前年度末</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	前年度末				本年度				
前年度末									
本年度									
<p>(注) 補償金等総額の欄には、<u>売買支援実施要綱第4の3の事業における補償金の供託、借賃の支払いの両方を含めた額を記載すること。</u></p>									
<p>エ [略]</p>	<p>ウ [略]</p>								
<p>3～5 [略]</p>	<p>3～5 [略]</p>								
<p>6 添付書類 補助金の交付に関する規程 <u>(間接補助事業の場合に限る。)</u>、<u>売買支援実施要綱第12の2により都道府県知事が作成する事業実績報告書(実績報告の場合に限る。)</u> その他参考資料を添付すること。</p> <p>[後略]</p>	<p>6 添付書類 補助金の交付に関する規程その他参考資料を添付すること。</p> <p>[後略]</p>								
<p>別紙様式第1号(第4関係) <u>(その8)</u> (別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する場合) 令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (支援法人費) 交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4</u>に基づき補助金 円の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>事業の内容及び計画(又は実績)</u> (1)～(7) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 添付書類 (1)～(3) [略] <u>(4) 売買支援実施要綱第6の1により公益社団法人全国農地保有合理化協会が作成する事業実施計画書(又は売買支援実施要綱第12の1により同協会が作成する事業実績報告書)</u></p> <p>[後略]</p>	<p>別紙様式第1号(第4関係) <u>(その5)</u> (別表3の経費の欄に掲げる(3)の<u>経費に係る</u>事業を実施する場合) 令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (支援法人費) 交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4</u>に基づき補助金 円の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業の内容 (1)～(7) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 添付書類 (1)～(3) [略] <u>[新設]</u></p> <p>[後略]</p>								
<p>別記様式第1号-2(第8関係) [略]</p>	<p>別記様式第1号-2(第8関係) [略]</p>								
<p>別記様式第2号(第9関係)</p>	<p>別記様式第2号(第9関係)</p>								

<p>令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 変更等承認申請書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u>第9の規定に基づき申請する。</p> <p>[後略]</p>	<p>令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 変更等承認申請書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>第9の規定に基づき申請する。</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第3号-1(第11第1項関係)</p> <p>令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 支払請求書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u>第11第1項の規定に基づき、金 円を交付されたく請求する。</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第3号-1(第11第1項関係)</p> <p>令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 支払請求書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>第11第1項の規定に基づき、金 円を交付されたく請求する。</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第3号-2(第11第2項関係)</p> <p>令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 概算払請求書(兼遂行状況報告書)</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u>第11第2項の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく請求する。 (併せて、同要綱第13の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。)</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第3号-2(第11第2項関係)</p> <p>令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 概算払請求書(兼遂行状況報告書)</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>第11第2項の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく請求する。 (併せて、同要綱第13の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。)</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第4号(第12項関係)</p> <p>令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 遅延届出書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった(注1))ため、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u>第12の規定に基づき届け出ます。</p> <p>[中略]</p> <p><u>(注) 1</u> [略] <u>2</u> [略]</p>	<p>別記様式第4号(第12項関係)</p> <p>令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 遅延届出書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった(注1))ため、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>第12の規定に基づき届け出ます。</p> <p>[中略]</p> <p><u>(注1)</u> [略] <u>(注2)</u> [略]</p>

<p><u>3</u> [略] <u>4</u> [略]</p>	<p><u>(注3)</u> [略] <u>(注4)</u> [略]</p>
<p>別記様式第5号(第13関係) 令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 遂行状況報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>をもって</u> 交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u>第13の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第5号(第13関係) 令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 遂行状況報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>で</u> 交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>第13の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第6号-1(第14第1項関係) 令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 基金造成完了報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>をもって</u> 交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u>第14第1項の規定により、その実績を報告する。</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第6号-1(第14第1項関係) 令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 基金造成完了報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>をもって</u> 交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>第14第1項の規定により、その実績を報告する。</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第6号-2(第14第2項関係) 令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 実績報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>をもって</u> 交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u>第14第2項の規定により、その実績を報告する。 (なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。)</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第6号-2(第14第2項関係) 令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 実績報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>をもって</u> 交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>第14第2項の規定により、その実績を報告する。 (なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。)</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第6号-3(第14第3項関係) 令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 年度終了実績報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>をもって</u> 交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u>第14第3項の規定により、実績を下記のとおり報告する。</p> <p>[後略]</p>	<p>別記様式第6号-3(第14第3項関係) 令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 年度終了実績報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>をもって</u> 交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u>第14第3項の規定により、実績を下記のとおり報告する。</p> <p>[後略]</p>
<p>別記様式第7号(第14第5項関係)</p>	<p>別記様式第7号(第14第5項関係)</p>

<p>令和 年度 <u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 消費税仕入控除税額報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>をもって</u> 交付決定通知のあった事業について、<u>農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱</u> 第 14 第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>[後略]</p> <p>別記様式第 8 号 (第 19 関係) [略]</p> <p>別記様式第 9 号 (第 20 関係)</p> <p>[中略]</p> <p style="text-align: center;"><u>農地集積・集約化等対策事業費補助金</u> 調書</p> <p>[後略]</p> <p>別記様式第 10 号 (<u>第 22</u> 関係) [略]</p>	<p>令和 年度 <u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> (〇〇〇〇) 消費税仕入控除税額報告書</p> <p>[中略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号 <u>により</u> 交付決定通知があったこの事業について、<u>農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</u> 第 14 第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>[後略]</p> <p>別記様式第 8 号 (第 19 関係) [略]</p> <p>別記様式第 9 号 (第 20 関係)</p> <p>[中略]</p> <p style="text-align: center;"><u>農地集積・集約化対策事業費補助金</u> 調書</p> <p>[後略]</p> <p>別記様式第 10 号 (<u>第 21</u> 関係) [略]</p>
--	--

附 則 (令和 4 年 3 月 28 日付け 3 経営第 3130 号、令和 4 年 3 月 28 日付け 3 農振第 2876 号)

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。